

令和7年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 7年 9月 5日（金）

午前 9時54分 開 会

午後 0時03分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第3号）
議案第 3号 滝川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例
- 日程第 6 議案第 2号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6号 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 7号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 8号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 9号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第13 報告第 1号 令和6年度決算に係る健全化判断比率について
報告第 2号 令和6年度決算に係る資金不足比率について
- 日程第14 令和6年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告
 - 認定第 1号 令和6年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 2号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 5号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 認定第 6号 令和6年度滝川市下水道事業会計決算の認定について
 - 認定第 7号 令和6年度滝川市病院事業会計決算の認定について
 - 議案第10号 決算審査特別委員会の設置について

選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員 (16名)

1 番	寄 谷 猛 男 君	2 番	柴 田 文 男 君
3 番	山 本 正 信 君	4 番	藤 田 哲 也 君
5 番	荻 野 仁 史 君	6 番	荒 木 文 一 君
7 番	好 川 章 君	8 番	福 井 雅 章 君
9 番	高 橋 江 海 子 君	10 番	木 下 八 重 子 君
11 番	堀 重 雄 君	12 番	三 上 裕 久 君
13 番	関 藤 龍 也 君	14 番	田 村 勇 君
15 番	山 口 清 悦 君	16 番	安 樂 良 幸 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	中 島 純 一 君
教 育 長	田 中 嘉 樹 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	深 村 栄 司 君	総 務 部 長	和 田 英 昭 君
総 務 部 次 長	小 畑 力 也 君	市 民 生 活 部 長	横 山 浩 丈 君
福 祉 部 長	鎌 田 清 孝 君	健 康 こ ど も 未 来 部 長	景 由 隆 寛 君
産 業 振 興 部 長	稻 井 健 二 君	建 設 部 長	堀 之 内 孝 則 君
駅 周 辺 整 備 部 長	加 地 幸 治 君	市 立 病 院 事 務 部 長	柳 圭 史 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長	金 子 和 史 君	教 育 部 長	諏 佐 孝 君
教 育 部 指 導 参 事	福 田 善 之 君	監 査 事 務 局 長	菊 田 健 二 君
総 務 課 長	須 藤 公 夫 君	財 政 課 長	岡 崎 卓 哉 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	寺 嶋 悟 君	事 務 局 次 長	壽 崎 行 洋 君
書 記	小 島 亜 美 君	書 記	林 麻 結 君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和7年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、山口議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月18日までの14日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

議長報告はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、令和7年第3回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして令和6年度各会計の決算認定のほか、補正予算並びに条例改正など幅広くご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和7年5月31日から令和7年8月22日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配

付させていただきますので、お目通しをいただきたいと思います。

私から別途2件につきまして口頭でご報告を申し上げます。最初に、令和7年度普通交付税の交付額の決定につきましてご報告させていただきます。総務省は、去る7月29日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、閣議報告を行ったところですが、滝川市に対する普通交付税の交付額は67億4,385万円で、前年度7月算定との比較でプラス2.0パーセント、1億3,096万円の増となり、令和7年度当初予算との比較ではプラス0.7パーセント、4,912万円の増となりました。臨時財政対策債発行可能額につきましては、平成13年度の制度創設以来初めてゼロとなりましたが、令和6年度の臨時財政対策債発行可能額を含めた比較ではプラス1.5パーセント、9,706万円の増となったところです。普通交付税が増額となった主な要因としましては、物価高に対応するため自治体の施設管理委託料や光熱費の増加等に要する経費や国が推進する標準準拠システムへの移行に伴うソフトウェア関係経費の増加分が措置されたことなどが挙げられます。全国ベースで見ますと、市町村における普通交付税の交付額は、対前年度比でプラス2.8パーセント、令和6年度の臨時財政対策債発行可能額を含めるとプラス0.2パーセントということであり、令和7年度普通交付税の交付額につきましてはただいま申し上げたとおりでございますが、滝川市といたしましては引き続き常に適切な見直しを図りながら、限られた財源の下、より効率的な事業の執行に努めてまいります。

次に、農作物の生育状況につきましてご報告させていただきます。7月から8月前半の気象については、降水量は平年と比べて少なく、高温、多照で推移しているところであり、8月21日に実施された農作物生育状況調査では農家の皆さんからは天候に恵まれ、生育は順調に進んでいるものの、一部の作物では高温による品質への影響が出ているとお聞きしたところです。主な作物の生育状況であります。水稲は生育期間中、気温が高く、日照に恵まれたことから、移植では出穂、開花は平年より4日早く進んだほか、直播も順調に生育が進んでおりますが、高温障害である胴割れや白未熟粒の発生による品質の低下が今後懸念されるところです。大豆は、6月中旬の降雨と気温の上昇により生育は平年並みとなり、7月中旬から8月にかけての気温が高かったことから、平年と比べ着莢は107パーセントで、生育が順調に進んでおります。タマネギは、7月中旬の倒伏始めが平年より2日早く進むとともに、その後も高温で経過したことから、枯葉が進み、収穫作業は平年より7日早く始まっている状況となっております。リンゴは、果実肥大がおおむね順調に進み、平年と比べ体積が104パーセントとなっているほか、平年より2日早い生育となっております。今年につきましては、気温が高く推移したことから、多くの農作物で生育が順調に進んでいる状況であります。引き続き今後の天候が安定的に経過し、各農作物の収穫が滞りなく進むことを期待しております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長から発言の許可をいただきましたので、ご報告申し上げます。

令和7年5月31日から8月22日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただきますので、お目通しをいただき、私からは1点、生きる力を育むたきかわつ

子まなびプログラムについて口頭で補足説明をさせていただきます。

お手元の資料になりますけれども、社会教育課の14番、16番、20番、22番の事業となります。エア・ウォーター北海道株式会社様の自治体向け寄附支援制度、ふるさと応援Hプログラムによるご寄附を活用し、社会教育課、図書館、こども科学館がSTEAM教育とキャリア教育の2本柱に基づいて事業を展開しております。キャリア教育の一環として実施しました、20番に記載のありますたきかわDE調べる学習体験講座では、小学生を対象に4つの体験コースを開設し、オリジナルの味つけジンギスカン作り、ラジオ番組制作、消防士の仕事体験、モデルロケットの制作、打ち上げなどを行いまして、好評いただいたところであります。この講座には地域の企業などにご協力をいただきながら実施をしておりますけれども、このたびご協力をいただきました株式会社マツオ様はじめエフエムなかそら様、滝川消防署様、Letara株式会社様、赤平市の株式会社植松電機様には改めて感謝を申し上げる次第でございます。また、期間外になりますけれども、8月30日にこども科学館内にオープンをしましたSTEAM教育体験施設ミラーボでも本プログラムを一部活用しまして、3Dプリンターやレーザー加工機での物作り体験ですとか、プログラミング教育を11月30日まで開催をしております。今後も子供たちの探究心を育む様々な学びの機会を地域の皆様のご協力をいただきながら展開をしていきたいと考えております。

以上申し上げます、口頭での行政報告とさせていただきます。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

議案第3号 滝川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例

○議 長 日程第5、議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第3号）、議案第3号 滝川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、寄附者の意向により各学校で使用する楽器を購入するための補正及び令和6年度国庫補助金等の事業費の確定に伴う返還のための補正が主な内容となっております。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,775万5,000円を追加し、予算の総額を249億7,610万3,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項4目財産管理費、補正額1,656万3,000円の増額につきましては、財産の取得、管理及び処分に要する経費の補正で、2点ございまして、1点目は旧スマイルビルに係るアスベスト含有調査を実施するための補正で、解体等の具体的な時期は未定であるものの、解体等を行う際に必要とされている事前調査を実施し、アスベストの使用状況を把握するため1,301万7,000円を補正したいとするものです。建築物等の解体や改修工事を行う際には、国が定める石綿障害予防規則により建築物等の全ての材料について石綿、いわゆるアスベスト含有の有無を調査することが義務づけられておりますが、旧スマイルビルは屋上防水の劣化が著しく、今後劣化がさらに進んだ場合、調査に支障が出るおそれがあることから、早期に実施したいとするものです。2点目は、旧スマイルビル周辺における歩行者等の安全対策のための囲い込みパネルの設置により歩道幅が狭くなることから、冬期間の歩車道の確保策として鈴蘭通側の流雪溝への投雪業務を実施するため354万6,000円を補正したいとするものです。

3款1項2目障害者福祉費、補正額121万円の増額につきましては、障害者自立支援事務に要する経費の補正で、新たな障がい福祉サービスとして就労選択支援が創設され、本年10月から適用開始となることに伴い、新サービスの報酬支出に必要な障害者自立支援給付審査支払等システムを改修するため補正したいとするもので、費用の2分の1が厚生労働省の障害者総合支援事業費補助金で措置されます。

3款2項2目保育所費、補正額1,801万8,000円の増額につきましては、保育所等の運営管理に要する経費の補正で、2点ございまして、1点目は令和8年度からこども誰でも通園制度の実施が義務化されることに伴い、円滑な事業実施に向け一部の保育所で本年10月から先行して事業を開始するため279万9,000円を補正したいとするもので、費用の4分の3がこども家庭庁の子ども・子育て支援交付金で措置されます。2点目は、令和7年度から新十津川幼稚園が認定こども園に移行したこと及び同園の預かり保育が有料となったことに伴い、不足が見込まれる広域入所負担金を1,455万1,000円、子育てのための施設等利用給付費負担金を66万8,000円それぞれ増額補正したいとするものです。

10款2項小学校費、1目学校管理費、補正額1,076万2,000円の増額につきましては、2点ございまして、1点目は教材、教具等に要する経費の補正で、寄附者の意向により小学校のスクールバンドや授業等で使用する楽器を購入するため102万7,000円を補正したいとするものです。2点目は、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で、滝川第一小学校に設置した空調設備の室外機が勾配屋根からの落雪等により破損するおそれがあることから、落雪の影響の少ない場所に移設するため973万5,000円を補正したいとするものです。

10款3項中学校費、1目学校管理費、補正額1,097万3,000円の増額及び次の4項高等学校費、1目学校管理費、補正額300万円の増額につきましては、いずれも教材、教具等に要する経費の補正で、今ほどご説明いたしました2項1目小学校費と同様に、寄附者の意向により中学校吹奏楽部及び滝川西高等学校吹奏楽曲で使用する楽器を購入するため補正したいとするものです。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額6,722万9,000円の増額につきましては、令和6年度国庫補助金等の確定に伴う返還金の補正で、内訳につきましては9ページ下段から11ページにかけ説明欄で記載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上、歳出合計で1億2,775万5,000円の増額となったところです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。16款1項1目民生費負担金から20款2項1目基金繰入金までは、いずれも歳出関連です。

21款1項1目繰越金9,666万8,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものです。

以上、歳入合計で1億2,775万5,000円の増額となったところです。

以上を申し上げ、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する条例について説明申し上げます。

令和6年6月12日に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により児童福祉法の一部が改正され、保育所等を利用していない生後6か月から満3歳未満の子供を養育する家庭が月一定時間の範囲内において就労の有無にかかわらず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設されました。本条例は、このこども誰でも通園制度を本市において新たに開始するに当たり、その設備及び運営に関する基準について定めるため、制定したいとするものです。

1ページ、第1章、総則ですが、第1条は本条例の制定趣旨でございます。乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準、以下これを最低基準とさせていただきますが、最低基準に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では最低基準の目的を定め、第3条第1項では市長は事業者に対し最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告することができること、第2項で市においても最低基準を常に向上させるように努めるものとしております。

第4条第1項で、乳児等通園支援事業者は最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上させなければならないことを定め、第2項でその向上させた設備等を最低基準を理由に低下させることを禁止しております。

第5条は、事業者の一般原則の規定で、第1項で事業者は利用乳幼児の人権に十分配慮し、人格を尊重すること、第2項で地域社会との交流、連携を図るとともに、自らの運営内容を適切に保護者や地域に説明することを努力義務として定め、次ページですが、第3項では事業者自らが提供している支援の質の評価を行い、常に改善を図ること、第4項で定期的な外部評価の実施及びその結果の公表と改善に努めること、第5項で法に定める目的を達成するために必要な設備の設置義務、第6項で事業所の構造設備について保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払っ

て設置することを義務づけております。

第6条は、第1項で非常災害に必要な設備の設置と災害時の計画策定、訓練の実施を努力義務として規定し、第2項で少なくとも毎月1回の避難、消火訓練の実施を義務づけております。

第7条は、第1項で利用乳幼児の安全確保のため設備点検、活動、指導、訓練などの安全に関する事項を定めた安全計画を策定し、必要な措置を講じること、第2項で職員に対する安全計画の周知と研修、訓練等の定期実施の義務づけ、第3項で保護者に対する安全計画の周知、第4項で定期的な安全計画の見直しを定めております。

第8条は、第1項で利用乳幼児の事業所外での活動のため利用乳幼児を自動車で移動させる際には乗車、降車時の利用乳幼児の所在確認を行うことを定め、第2項では送迎等日常的に自動車を運行する場合においては当該自動車にブザー等の車内見落としを防止する設備の設置を行った上で所在確認することを定めております。

第9条は、事業者職員の一般的条件を定めております。

次ページ、第10条は、事業者職員の知識及び技能の向上等について定めております。

第11条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員基準として、乳幼児通園支援に支障がない限り兼ねることができることを定めております。

第12条は利用乳幼児に差別的取扱いをしないこと、第13条は利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為の禁止、第14条は衛生管理等の定めであり、第1項で設備、食器、飲用水等についての衛生的な管理、第2項で感染症、食中毒の予防、蔓延防止について、第3項で医薬品、医療品の配備について定めております。

第15条は食事提供を行う場合の設備について、第16条で事業者は運営の重要事項として1号から11号までの事項に関する規定を定めることについて義務づけております。

次のページですが、第17条は事業所に備える帳簿について、第18条は事業所の職員及び職員であった者に対する秘密保持について、第19条は第1項で保護者等からの苦情対応を適切に行うために必要な措置を講じること、第2項で市からの指導等に従って、必要な改善を行うことについて規定しております。

第2章、乳児等通園支援事業、第1節、通則、第20条第1項で事業は一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の区分があること、第2項で一般型乳児等通園支援事業は次の第3項で定める余裕活用型以外の支援事業をいうものと定義し、第3項で余裕活用型乳児等通園支援事業は保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所において利用定員の総数に満たない場合にその範囲内で実施する事業のことをいうと定義しております。

第2節は、一般型乳児等通園支援事業についてです。第21条で設備の基準を定めており、その内容は児童福祉施設である保育所の設備要件と同等のものとなっております。

6ページです。第22条は職員に係る規定であり、第1項で事業所には保育士、その他乳児等通園支援事業に従事する職員として市長が行う研修を修了した者を置くことが定められ、第2項で従事者の最低配置職員数、第3項で事業所の職員は原則として専任とすること及び専任職員を1人とすることができる場合の条件を規定しております。

第23条で支援内容は内閣総理大臣が定める指針に準じ、利用乳幼児や保護者の心身の状況に応じて提供することを、次のページですが、第24条では保護者との密接な連絡、理解、協力を得るよう努めることを規定しております。

第3節は余裕活用型乳児等通園支援事業について定めており、第25条で設備及び職員の基準は保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所と同じであることを規定しております。

第26条において一般型の規定、第23条、第24条を余裕活用型についても準用することを定めております。

第3章、雑則、第27条は書面において行うことが想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを定めております。

第28条は、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることと規定しております。

附則として、この条例は令和7年10月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 ただいま説明がありました中で、議案第1号の補正予算について伺います。

9ページ目の民生費のところですが、障害者自立支援事務に要する経費について伺いたいと思います。新たな障がい福祉サービスとして就労選択支援が創設されることになりましたが、この就労選択支援によって利用者の就労選択の範囲が狭くなることにならないのか伺いたいと思います。これまで一般就労や就労継続支援A型事業所を利用して見たが、継続が困難だと感じて、就労継続支援B型を希望する場合、これまで特段の制約がなく、就労継続支援B型のサービスを利用することができました。今回新たに創設される就労選択支援で一般就労や継続支援A型が適しているというふうに評価されている場合、再評価されるまでは就労継続支援B型を利用することが制約されるのかどうかちょっと疑問があります。障がい者が自身に合った働き方ができる場所なのかどうか、事業所で実際にやるまではなかなか分からないということがあります。また、自信をなくすことが不安で、ハードルを少し下げて、まずはB型作業所を利用してみようとする利用者があるかもしれません。就労継続支援B型の利用が制限されとなれば、活躍する機会を失う利用者が出てくるかもしれませんので、この点を伺いたいと思います。

○議長 長 寄谷議員の質疑に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長 新しい制度の概要も含めてちょっと説明させていただきます。

就労選択支援という事業が新たに始まりますけれども、これは障がい者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用しまして、本人の希望、それから就労能力や適性等に合った選択を支援する新たな障がい福祉サービスです。具体的には、アセスメント項目は結構多くあるのですが、利用者からそれを聞き取りまして、計画相談支援事業所やハローワークとの関係機関会議を行いまして、その方の就労能力や適性結果をアセスメント結果として作成するものです。その結果を基に本人が希望に合った進路を自ら選んで決めていただきますので、就労選択支援はそれをもってその方の就労の可否を判断したり、またどの就労系障がい福

祉サービスを利用するのか、そういった振り分けを行うものではありません。特に議員は就労継続支援B型に関してご心配されていらっしゃると思いますので、この点についてもお答えしますが、B型事業所の利用における就労選択支援の実施におきまして令和7年10月から行いますけれども、これも就労選択支援事業者によるアセスメントによりまして就労面に係る課題等の把握が行われているものと、この程度の規定となっておりますので、就労継続支援B型事業所の利用希望がありながら利用ができないという状況はないものと現段階で考えております。

○議長 長 高橋議員。

○高橋議員 会派清新の高橋です。滝川市乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度について伺います。

この事業、本市では10月から一部で実施ということなのですが、子育て世帯の間では既に関心が高く、話題になっております。ただ、既に実施されている一時預かり制度などとの違いがよく分からない、どんな場面で活用すればいいのだろうという声も聞かれます。そこで、4つほど伺います。

本市での対象は保育所や幼稚園に通っていない1歳から2歳のお子さんとなっておりますが、市内で対象となる子供がどのくらいいるのか把握できているのでしょうか。

また、どのように保護者に周知を進めていくのか伺います。

3つ目は、国では生後6か月から対象とあります。本市でも今後6か月からの受入れができるようにしていく考えはありますでしょうか。

4つ目は、この制度を実際に利用する場面についてですが、具体的にどんなケースを想定しているのか、市民がイメージしやすいように教えていただきたいと思えます。

○議長 長 高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。健康こども未来部長。

○健康こども未来部長 まず、1点目でございますけれども、対象となる1歳、2歳のお子さんということで、さらには保育所、幼稚園に通っていないというお子さんでございますけれども、その正確な数字というよりは需要ということで、こども計画を策定した際には月に60人と、1か所30人ということで想定をしております。これについてはあくまで推計の数字というふうになりますので、実際に実施をした中で数字のほうは精査をさせていただきたいというふうに考えてございます。

2点目、どのように周知をしていくかということでございますが、現状一時保育の余裕活用型ということで進めさせていただく予定でございますので、現在一時保育を活用されている方の中で1歳、2歳のお子さんをお持ちの方には直接周知をさせていただきたいというふうに思っていますので、現在ふれ愛の里の子育て支援センターのほうでは零歳5か月以降のお子さんをお預かりしております。ですので、ここにも対象となる方がいらっしゃるということを想定しておりますので、こちらの方にも直接周知をさせていただきたいと思っておりますし、保健師のほうで健診等の際にお母さん方と接点がかなりありますので、保健師の目から見て必要だなというようなご家庭に対しては直接的にアプローチを進めていきたいというふうに考えてございます。広くは10月の広報で掲載をさせていただくとホームページで周知をさせていただくということにさせていただいております。

法の制度としては、生後6か月以降のお子様を対象となっておりまして、滝川市としては、先ほど申し上げたとおり、一時保育の余裕活用型ということで、1歳、2歳ということでスタートをさせていただくことで進めております。零歳6か月以降の需要につきましては、先ほど申し上げたふれ愛の里での子育て支援センター、それと実際に一時預かりと誰でも通園を活用されているお子様の中からゼロ歳もやはり必要だというようなお声があったときには社会福祉事業団とも協議をさせていただきまして、今後については検討させていただきたいと考えてございます。

場面ということでございましたけれども、法の立てつけとしてはこども誰でも通園と一時保育については何が違うのだというのは、やっぱり国の検討段階においてもかなり不明瞭な部分がありました。国の立てつけとしては、最終的にはこども誰でも通園はお子様視点、お子様にとって必要な集団での生活に慣れさせる、そういったことを経験させるということをメインの目的としているという立てつけになっています。一方の一時保育については、保護者側の視点、お母さん側の状況によっていつき休みたいというような場合お使いいただけますよというような立てつけになっているのですが、これは利用者にとってみればあまりその辺の分けがないので、これまでの一時保育、あるいは温泉、ふれ愛の里で実施している子育て支援センターの一時預かりと同じような形で使いをいただきたいなというふうには考えてございます。料金の差がありますので、1歳、2歳、月10時間までのご利用は、こども誰でも通園をご利用いただいたほうが保護者にとってもよろしいかというふうには考えてございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 会派清新の柴田でございます。委員会で説明を受けたときに本当は質問したかったのですが、議案関連なものですから、見送ったのですが、教育費、小学校費、学校管理費なのですが、やっぱりちょっと分かりづらいのです。空調設備の改修工事、落雪等の危険がある、あるいは落雪で室外機が壊れたのだというような説明だったと思うのですが、当初から分かっていたのかなと非常に不思議でならないのです。委員会で示された資料の中に室外機が壊れた場面を写したものが載っておりました。間違いなくこれは落雪で壊れるという場所に室外機を設置していたのではないかな、この疑念が晴れないのです。それで、壊れたから、慌てて移したと。非常にこれは無駄な工事を行うことになってしまったのではないかと、そういう疑念が残っているのですが、このことについて教育委員会側の考えを伺わせていただきたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 ご指摘のとおり、落雪の少ない場所に設置をすることを当初から考えていなかったのかということでございますけれども、当然検討の中にはそういった視点もございました。第一小学校の校舎の特徴として傾斜の屋根ということもあり、雪の落雪だけであれば今般対策しているひさしで十分耐え得るものとその当時は検討していたと。実際その効果を発揮している部分も当然ながらあります。ただ、2月、3月、昨シーズンの冬なんかは暖気で雪解けが進み、さらにその後に寒くなって、氷になっていく、氷の塊になっていくといったときに、大きな氷だと衝撃に耐えられなかったという事案がシーズンが明けて判明したというところであり、今後もそういった気象条件によってはひさしでは十分耐えられない氷の塊というのが発生し得るし、どこにそれができるかというこ

とも予測できないものですから、今般落雪リスクの少ない壁面に移設したいというふうに思っております。ただ、ご指摘にもありましたように、手戻りになる部分があるのではないかと。当然ながらまた足場を組んで、室外機を取り外し、また設置し直すという面ではコストが手戻りになる部分がありますが、委員会のほうでも説明しましたが、壁面に移設するには冷媒管を少し延長しなければいけない、電線を延長しなければいけないというコストについては、これは当初で工事していても発生している部分でございますので、手戻りがあるのは十分承知しておりますが、そういった面もご理解いただければと思っております。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 北海道ですから、想定できなかったというようなお話はなかなか理解できないのです。それはそれで分かりました。ただ、移動する壁の部分なのですが、何か非常に校内の場所としてはふさわしくないのではないかなというような声もちょっと伺っているのですが、場所的に移動する箇所に行事をするということになると、校内での学習だとかその他の影響というのはどのようなものかということについては捉えているのでしょうか。

○議 長 答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 授業にどの程度影響するかということに関しては、影響の出ないような工事を進めていきますので、全くないとは言いませんけれども、さほど影響はないものと思っております。設置場所についても、当然ながら屋根が傾斜しておりますので、落雪しない方角の壁面に取り付けるということが主なものですし、別の場所でひさしが出ているような箇所についてはひさしの下に室外機をつけるといったこともしますので、全てが壁面に移動するものではございませんので、基本的に今般の工事で相当数落雪に対するリスクは低減されるものというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。それでは、旧スマイルビルのアスベストの関係で伺いたいと思います。

話では、アスベストの含有がどのぐらいあるのかという調査費用だということなのですが、これより以前にアスベストがすごく話題になったことがあります。問題になったことがあります。その際に公共の施設はもちろんですけれども、民間においてもアスベストの含有がどのぐらいあるのかということを一斉に調べた時期がありましたよね。この旧スマイルビルは調べていなかったのだと思いますけれども、この旧スマイルビルを取得する際にそういうものを調べて取得したのかどうかを伺いたいと思います。もし調べていけば、取得の金額の中にアスベストを除去する費用というのが入っていたのかどうかということなのです。

○議 長 質疑に対する答弁を求めます。駅周辺整備部長。

○駅周辺整備部長 旧スマイルビルに関わりますアスベストの調査の関係ということで、これまでの経過という部分になろうかと思われませんが、旧スマイルビルにつきましてはオーナーがそれぞれ替わってきた経過がございます。三上議員のほうからお話のあった一斉に調査をしたという部分については、平成18年3月に国のほうからの方針が示されて、石綿等の部分の重量が1パーセントを超えるという部分のところについてそれぞれ一定程度の建物についての調査をすべきというよう

なものがあつたかというふうに私どもとしても記憶はしております。その中で、今回の取引の中でそういった部分についての説明であつたりだとか引継ぎがあつたかという部分については、今回の取引の経過の中もきつと議員のほうはご存じかと思うのですが、仲介としての宅建取引業者は介入しておりません。よつて、直接的な取引ということでそういった説明についても実際受けていないという状況になります。しかしながら、残置物の中にそういったものがないかということで我々としても中のほう探索した結果、今のところ把握している状況の中では平成17年の11月、新基準の前の状態、そのときに4階のボーリング場に伴いますバックヤードの機械室等に吹きつけのアスベスト、吹きつけのそういった仕上げがあるというところについての調査を行つて、1パーセント以上のアスベストの含有は検出なしということでの報告書の部分を発見していると。その後20年7月のときには3階の機械室と、この部分についても吹きつけ仕上げがされている箇所があつたというところで、その部分についてもアスベストの含有は認められないという調査結果書のほうを残置物の中から発見して、そういった把握はしているという状況でございますので、現状において、ご質問にあつたとおり、今回取引のあつた金額の中にアスベスト調査費用の部分も含んで云々というようなお話があつたかと思うのですが、そういった部分については当然に加味されていないという状況でございますので、お答えのほうさせていただきたいと思つます。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号及び第3号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よつて、議案第1号及び第3号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第6 議案第2号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議 長 日程第6、議案第2号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして令和6年度に国等から概算交付されておりました介護給付費等に係る負担金等につきまして実績額の確定の結果、超過交付額について本年度におい

て償還するための増額補正を行いたいとするものです。

1 ページをお開き願います。第 1 項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3, 5 4 2 万 8, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 3 6 億 3, 7 7 9 万 1, 0 0 0 円とするものです。

第 2 項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるとするものです。

2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しをお願いいたします。

4 ページ、5 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございます。

続きまして、補正の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。7 款 1 項 2 目償還金、補正額 3, 5 4 2 万 8, 0 0 0 円を増額するもので、償還金の内訳といたしましては介護給付費負担金として北海道へ 4 9 4 万 2, 2 5 0 円、支払基金へ 2, 2 8 8 万 6, 2 3 4 円、地域支援事業交付金として国へ 1 4 3 万 6, 3 8 5 円、北海道へ 7 3 万 9, 0 2 1 円、支払基金へ 4 8 9 万 5, 5 2 1 円、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業に係る事業費補助金として国へ 5 2 万 8, 0 0 0 円となっております。

以上、歳出合計で 3, 5 4 2 万 8, 0 0 0 円の増額となったところで。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願います。7 款 1 項 1 目繰越金、補正額 3, 5 4 2 万 8, 0 0 0 円の増につきましては、補正に必要な財源を繰越金で調整したいとするものです。

以上、議案第 2 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 2 号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は可決されました。

◎日程第 7 議案第 4 号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第 7、議案第 4 号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、ただいま上程されました議案第4号 滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の制定の趣旨ですが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、全国の地方公共団体が使用している基幹業務システムについては令和7年度中に国が定める標準準拠システムへ移行することが求められております。この条例は、当市の基幹業務システムを標準準拠システムへ移行するに当たり、当該システムに実装された住登外者宛名番号管理機能を用いる事務、これが法定外の個人番号の独自利用事務に該当することから、当該事務に必要な事項を定めるため、滝川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正したいとするものです。

改正内容につきましては、議案第4号新旧対照表を御覧ください。まず、個人番号の利用範囲を規定した第4条ですが、第1項は法第9条第2項に基づく条例で定める事務に市長または教育委員会が住民基本台帳に記録されていないものに係る住所等の情報である住登外者宛名情報を利用して行う法律別表に定める事務及び同法第9条第1項の準法定事務を加えるための改正並びにこの後説明します第5条の改正による別表第2の追加に伴う文言の整理です。

第2項は別表第2の追加に伴い個人番号の利用範囲についてこの条例で定める事務を規定した「別表」を「別表第1」に改める文言整理、第4項として市長または教育委員会は法律で定められた事務のために自ら保有する住登外者宛名情報を利用することができる規定を追加し、これに伴い第4項を第5項に繰り下げたいとするものです。

次に、2ページの第5条につきましては、庁内の関係機関間における特定個人情報の提供を円滑に行うための規定を追加するとともに、当該情報の提供があった場合には他の規定に基づく書面の提出があったものとみなす仕組みを導入するための改正で、第1項は法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合として別表第2を追加し、別表第2に記載された照会機関が同じ表に定められた提供機関に対し特定の事務を行うために必要な特定個人情報の提供を求めた場合、提供機関はその情報を提供できる規定を追加するもので、特定個人情報の提供可能な範囲と条件を定めるものです。

第2項は、前項に定める方法で特定個人情報が提供された場合に他の条例や規則で同じ内容の情報を含む書面を提供することが義務づけられているときは、その書面を実際に提出したものとみなすことができる規定を追加するもので、書面提出の代替措置を定めるものです。

第6条につきましては、第5条の追加に伴う条の繰下げです。

次に、2ページから3ページにかけての別表第1につきましては、標準準拠システムに実装されている住登外者宛名番号管理機能を個人番号の独自利用を行う事務として定義するための改正、3ページから4ページにかけての別表第2につきましては、住登外者宛名番号管理機能による住登外

者情報の管理に関する事務について特定個人情報である住登外者宛名情報の庁内連携を可能とするために追加するものです。

最後に、附則ですが、当市の標準準拠システムの稼働を12月に予定していることから、この条例は、令和7年12月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第8 議案第5号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第8、議案第5号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の制定の趣旨につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が一部を除き令和7年10月1日から施行されることに伴い、妊娠、出産時期や育児期の職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるようにすることを目的とした仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化と育児時間の多様化に関する関係規定の整備を行うため、滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例を改正したいとするものです。

改正の内容につきましては、議案第5号参考資料の新旧対照表を御覧ください。初めに、滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第1条関係ですが、第16条第1項は、この後説明します第16条の3を追加することに伴う文言整理です。

第16条の3は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、妊娠、出産等に

ついでに、1ページから2ページにかけての第2項につきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対して規則で定める期間内に講ずべき措置について定めた規定であり、第1号は当該職員に対して出生時両立支援制度等その他の事項を知らせること、第2号は出生時両立支援制度等の請求や申出について当該職員の意向を確認すること、第3号は子供の心身の状況や家庭の状況により仕事と家庭の両立の支障となる事情が生じている、または生じることが予想される場合にその改善に資する事項について当該職員の意向を確認することについての規定を追加するものです。

次に、1ページから2ページにかけての第2項につきましては、3歳に満たない子を養育する職員に対して規則で定める期間内に講ずべき措置について定めた規定であり、第1号は当該職員に対して育児期両立支援制度等やその他の事項を知らせること、第2号は育児期両立支援制度等の請求等について当該職員の意向を確認すること、第3号は当該職員の3歳未満の子の心身の状況や家庭の状況により仕事と家庭の両立の支障となる事情が生じている、または生じることが予想される場合にその改善に資する事項について当該職員の意向を確認することについての規定を追加するものです。

第3項は、仕事と家庭の両立の支援となる事情が生じている、または生じることが予想される場合にその改善に資する事項について当該職員の意向を確認したときは、任命権者は当該意向に配慮しなければならないとする義務を追加するものです。

第16条の4及び第16条の5は、第16条の3を追加したことに伴う条の繰下げ及び文言整理です。

次に、職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第2条関係につきましては、育児時間の多様化に係る関係規定として、第19条の2から第19条の5として部分休業について1日2時間の範囲で取得できる現行制度を第1号部分休業とし、これに加えて1年に10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく取得できる部分休業を第2号部分休業として追加し、これに伴う条ずれ及び文言の整理等を行いたいとするものです。

2ページから3ページにかけての第1条は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う文言整理、3ページの第18条第2号は部分休業をすることができない非常勤職員について、第19条の2の追加に伴い当該非常勤職員の範囲を改めるものです。

第19条は、1日につき2時間の範囲で取得できる現行の部分休業制度を第1号部分休業と定義することに伴う条文整理、それから3ページから4ページにかけての第19条の2は新たに1年につき10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく取得できる部分休業を第2号部分休業として追加するものであり、その承認は原則として1時間単位で行うものとする、ただし勤務時間に1時間未満の端数があり、その全部について請求がある場合や2号部分休業の残り時間に1時間未満の端数があり、その全部について請求がある場合は、その端数時間を承認できるとするものです。

第19条の3は、これらの部分休業を請求しようとする職員は、条例で定める1年ごとにあらかじめ第1号部分休業または第2号部分休業を請求するかを任命権者に申し出る必要がありますが、

この条例で定める1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までとするもの、第19条の4は第2号部分休業が1年につき10日相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく取得できる制度であることから、具体的に1年につき取得できる時間を非常勤職員以外の職員にあっては77時間30分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間と規定するものです。

第19条の5は、この部分休業はあらかじめ第1号部分休業または第2号部分休業を請求するかを任命権者に申し出る必要があり、原則として1年の間で申し出た部分休業の区分を変更することはできませんが、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他申出時に予測することができなかつた事実が生じたときにこの部分休業の区分を変更しなければ小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認めたときは、区分を変更することができるとするものです。

第20条は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う文言整理、それから5ページの第21条は部分休業の制度改正により育児休業の承認の取消し事由として条例で定める事由を第19条の5に規定する部分休業の区分変更したときに改正をするものです。

最後に、附則ですが、第1項は、この条例は、附則第2項の規定を除き、改正法の施行日である令和7年10月1日から施行し、附則第2項の規定は、公布の日から施行したいとするもの。

第2項は、この条例による改正後の滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第2項の規定の例により、3歳に満たない子を養育する職員に対して規則で定める期間内に講ずべき措置はこの条例の施行日前においても講ずることができ、その講じられた措置は施行日以後は同項の規定により講じられたものとみなす経過措置を設けたいとするものです。

第3項は、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第19条の4に定める第2号部分休業を具体的に1年につき取得できる時間について、この条例の施行日となる令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における当該時間の適用については、非常勤職員以外の職員にあっては「77時間30分」とあるのを「38時間45分」に、非常勤職員にあっては勤務日1日当たりの勤務時間数に「10を乗じて得た時間」とあるのを「5を乗じて得た時間」とするものです。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第9 議案第6号 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第9、議案第6号 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正の趣旨としましては、滝川市都市計画審議会についてその開催実績を鑑み、実態に即した運営を行うに当たり、審議会の委員構成の見直し及び常務委員会の廃止の2点について条文の整備を行うため、滝川市都市計画審議会条例の一部を改正したいとするものです。

改正の内容につきましては議案第6号参考資料、新旧対照表でご説明いたしますので、お聞きください。第3条第3項は、審議会の委員構成についての改正になります。現在関係行政機関の職員の立場で3号委員として位置づけている滝川地域広域消防事務組合の消防長は、消防的見地を基にこれまで準防火地域との都市計画決定等をはじめとする都市計画全般に係る調査、審議に参画していただいております。しかし、現在におきましては防火的観点からの恒常的な見地の必要性は少なくなったことに加え、今後必要とする場合におきましては特別の事項を調査、審議させることができる臨時委員として必要に応じて任命することが可能であることから、滝川地区広域消防事務組合の消防長を審議会の委員から除外したいとするものです。

第7条は、常務委員会の廃止になります。これまで常務委員会の設置実績はなく、今後においても常務委員会の設置有無により審議会の運営に支障を来すおそれはないと判断されることから、当該規定を廃止したいとするものです。

第8条及び第9条につきましては、第7条の廃止に伴いそれぞれ条を繰り上げるものです。

附則につきましては、この条例について令和8年1月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第10 議案第7号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第10、議案第7号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、滝川市立病院における経営改善の取組として、現状の入院患者数に見合った規模への転換に向けて許可病床の見直しを進めることにいたしました。段階的に見直しを行うこととし、現在休止している病棟の病床を廃止するため、滝川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正したいとするものでございます。

条例改正の内容については参考資料の新旧対照表で説明をいたしますので、参考資料をお開きください。第2条第2項の表中、病床数の欄の一般病床数を44床減らし、226床に改め、病床数の合計を270床に改めたいとするものでございます。

附則については、この条例は、令和7年9月30日から施行したいとするものでございます。

以上で議案第7号の提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。福井議員。

○福井議員 新政会の福井です。1点だけ。

休止している場合は、ベッドとかその他機材というのはそのまま置いているものを維持するかと思うのです。廃止するとなると、そういった機材は例えばバックヤードに入れるであるとか、部屋を空にするかどうか、また抜いた物品はどのように扱うのかお聞かせください。

○議 長 質疑に対する答弁を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 今回廃止対象の44床につきましては、部屋の扱いということなのですが、既に空いている部屋もありますし、あと使われなくなったベッドについて一部保管したりだとか、いろんな病院の資機材とかも保管したりということで扱っておりますので、基本的にそういう形は変えないということで、あくまでも今までの病床として使っていない部分を使わなくするという形での廃止でございますので、特段大きな変更についてはございません。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第11 議案第8号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第11、議案第8号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正の趣旨としましては、市内の排水工事については排水設備指定工事店制度に基づき市の指定を受けた指定工事店によって実施することとしておりますが、令和6年1月に発生いたしました能登半島地震におきまして家屋の排水設備の破損が多数発生したことに加えて、指定工事店自身も被災したことで人手不足が深刻化するなど、復旧作業の長期化が課題となりました。このような事態に鑑み、国が災害、その他非常時に指定工事店を確保することが困難と認められる場合に限り、他の市町村において指定を受けた排水設備指定工事店による工事の実施を可能とする旨の技術的助言が発出されたことを受けまして、市としましても非常時において排水設備工事店制度を柔軟に運用できるよう拡充すべきと判断したことから、滝川市下水道条例を改正したいとするものです。

改正の内容につきましては議案第8号参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、お聞きください。第20条のただし書以降になりますが、災害、その他非常の場合において他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせることができる旨を規定するものです。

附則につきましては、この条例について条例施行日を公布の日としたいとするものです。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第12 議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議 長 日程第12、議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきまして提案理由を説明いたします。

江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、規約の一部を改正したいとするものです。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定めなければならないことから、構成市である滝川市として本議案を提出するものです。

変更の内容につきましては、議案第9号参考資料の新旧対照表を御覧ください。北海道市町村職員退職手当組合理約において組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合について定める別表(2)、一部事務組合及び広域連合の表の檜山管内の項中、江差町・上ノ国町学校給食組合を削りたいとするものです。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものです。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第13 報告第1号 令和6年度決算に係る健全化判断比率について

報告第2号 令和6年度決算に係る資金不足比率について

○議 長 日程第13、報告第1号 令和6年度決算に係る健全化判断比率について、報告第2号 令和6年度決算に係る資金不足比率についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、ただいま上程されました報告第1号 令和6年度決算に係る健全化判断比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に係る健全化判断比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えたことから、監査委員の審査意見を付して議会に報告し、ご承認をいただいた上で公表したいとするものです。

滝川市各会計令和6年度決算に基づき健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標についても健全段階となったところですが、各比率が早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を進めることとされております。

それでは、健全化判断比率の各指標についてご説明いたします。まず、実質赤字比率ですが、この比率は普通会計における毎年の現金不足を確認するための指標です。普通会計とは、滝川市の場合一般会計、公営住宅事業特別会計を指します。普通会計の実質収支額が赤字となった場合には当該比率が算定されます。令和6年度決算に係る普通会計の実質収支額は9億7,845万円の黒字となっていることから、当該比率は該当いたしません。なお、滝川市において標準財政規模により算定される法施行令第7条の規定による早期健全化基準は13.03パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は20.00パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、この比率は普通会計のほかに各特別会計、企業会計を連結して毎年の現金不足を確認する指標であり、連結対象会計の実質収支合計額が赤字となった場合に当該比率が算定されます。令和6年度決算に係る連結対象の各会計の実質収支額の合計は26億4,355万円の黒字となっていることから、当該比率は該当いたしません。なお、法施行令第7条の規定による早期健全化基準は18.03パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は30.00パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率ですが、この比率は全会計及び一部事務組合における毎年の公債費負担の適正度を確認する指標です。令和6年度決算に係る実質公債費比率は6.5パーセントとなってお

ります。これまで計画的に公債費負担を軽減してきたことなどにより、令和5年度の6.8パーセントから0.3パーセントの改善となっており、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、この比率は全会計、一部事務組合、第三セクター等を含めて将来的に普通会計が負担すべきである債務等の大きさの適正度を確認する指標です。健全化判断比率の中で唯一財政再生基準がありません。令和6年度決算に係る将来負担比率は1.4パーセントとなっております。普通会計の地方債残高及び公営企業債残高が減少したこと並びに充当可能基金が増加したことなどにより、令和5年度の18.2パーセントから16.8パーセントの改善となっており、早期健全化基準である350パーセントを下回る数値となっております。

なお、監査委員からは監査意見として、厳しい地方財政の状況を踏まえ、歳入面では徹底した自主財源の確保に努められ、歳出面では事業の重点化を一層進めるなど、引き続き安定した財政基盤を構築されるよう要望するとの意見をいただいております。財政の健全段階の基準を上回ることがないように、引き続き歳入歳出両面での取組を進め、今後とも財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第2号 令和6年度決算に係る資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る資金不足比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えたことから、監査委員の監査意見を付して議会に報告し、ご承認をいただいた上で公表したいとするものです。

対象となります病院事業会計、下水道事業会計ともに令和6年度は資金不足が発生していないことから、当該比率は該当いたしません。なお、各公営企業会計において事業規模の20パーセントを超える資金不足が発生した場合、当該公営企業において早期に経営健全化基準以下とすることを目標とした経営健全化計画を策定し、経営の健全化に努めなければならないとされております。また、令和6年度決算では、病院事業会計、下水道事業会計ともに資金不足比率は該当なしとなったため、監査委員からの意見はありません。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第14 令和6年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第1号 令和6年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和6年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第 3号 令和6年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和6年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和6年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和6年度滝川市下水道事業会計決算の認定について
- 認定第 7号 令和6年度滝川市病院事業会計決算の認定について
- 議案第10号 決算審査特別委員会の設置について
- 選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第14、令和6年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに認定第1号から第7号までの令和6年度滝川市各会計決算の認定について、議案第10号 決算審査特別委員会の設置について、選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

令和6年度決算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、令和6年度各会計の決算をご審議いただくに当たり、各会計歳入歳出決算書並びに決算説明書、決算審査意見書等を提出したところでありますが、審査に先立ちまして各会計決算の大綱をご説明申し上げます。

令和6年度各会計の決算概要につきましては、第2回定例会の口頭報告でご報告申し上げましたが、その後精査いたしまして、今回改めて各会計の正式な決算額についてご報告させていただきます。令和6年度の当初予算は、一般会計211億6,200万円、特別会計97億6,533万円、下水道事業会計支出22億3,814万円、病院事業会計支出85億2,376万円、合わせて416億8,923万円を計上したところでありますが、その後計上した補正予算と令和5年度からの繰越事業費繰越額を加えた最終予算額は一般会計251億8,904万円、特別会計102億486万円、下水道事業会計支出23億6,053万円、病院事業会計支出87億6,729万円、合わせて465億2,172万円となったところであります。

令和6年度は、総合計画に掲げたまちの将来像実現に向けた施策を推進するとともに、安定的な財政運営を目指し、事務・事業の効率化及び財源確保に向けた市税の収入率向上、ふるさと納税の積極的な推進に努めてきましたが、市立病院の経営が悪化し、今後の収支改善を図る必要が生じたことから、財政安定に向けた全市的な取組が急務となりました。そのような中においても、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金をはじめとする国の補助金等を活用した事業を実施したほか、子育て施策をさらに充実、強化するため滝川市こども計画を策定したところです。

以下、会計ごとに主な内容についてご説明申し上げます。

一般会計におきましては、歳入247億8,504万円に対し、歳出238億1,026万円で、

差引き9億7,478万円の剰余を生じました。歳入につきましては、収入済額と予算現額を比較しますと4億400万円の減となっており、その主な内容は繰越金2億3,683万円、寄附金1億4,462万円、市税1億3,580万円、地方交付税6,658万円、地方消費税交付金5,647万円の増となり、国庫支出金5億81万円、繰入金2億6,660万円、市債2億2,560万円、使用料及び手数料2,439万円、諸収入2,385万円の減となったことなどによりますが、令和7年度に歳入されるべき繰越明許費に係る歳入予算額が国庫支出金で2億7,335万円、地方債で8,190万円、計3億5,525万円計上されておりますことから、歳入は実質的に4,875万円の減となったところです。

一方、歳出におきましても予算現額と支出済額を比較しますと13億7,878万円の減となっておりますが、くらし応援クーポン券事業など繰越明許費として令和7年度に繰り越して歳出することを決定した予算額が4億4,110万円計上されておりますことから、実質的には9億3,768万円の減となりました。

歳入について見ますと、市税、寄附金、使用料及び手数料などの自主財源は全体の35.8パーセント、地方交付税、国・道支出金、市債などの依存財源は64.2パーセントとなっております。自主財源の内訳といたしましては、市税43億1,018万円、寄附金15億2,359万円、諸収入13億9,165万円、繰越金9億1,757万円、使用料及び手数料4億168万円、繰入金1億4,427万円、分担金及び負担金1億2,443万円、財産収入6,760万円となり、依存財源の内訳は地方交付税77億72万円、国・道支出金54億1,004万円、市債11億9,300万円、地方消費税交付金10億5,858万円、その他5億4,173万円となっております。

一方、歳出につきまして性質別に見ますと、扶助費47億4,504万円、補助費等43億1,730万円、人件費34億7,579万円、物件費23億6,316万円、繰出金21億5,419万円、建設事業費17億5,929万円、積立金19億5,050万円、公債費14億1,641万円、維持補修費8億8,430万円、貸付金8億3,652万円、出資金2億776万円となっております。

次に、特別会計につきましては、特別会計全体として歳入99億855万円に対し、歳出95億25万円で、差引き4億830万円の剰余を生じました。

国民健康保険特別会計では、歳入決算額41億5,065万円、歳出決算額41億5,065万円で、歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。

歳入について見ますと、道支出金31億7,273万円、国民健康保険税5億4,596万円、繰入金4億1,496万円、諸収入などその他1,700万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、保険給付費30億5,464万円、国民健康保険事業費納付金9億5,422万円、総務費7,516万円、保健事業費4,859万円、諸支出金などその他1,804万円となりました。

公営住宅事業特別会計では、歳入決算額8億9,931万円、歳出決算額8億978万円で、差引き8,953万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、使用料及び手数料2億9,103万円、繰入金2億6,637万円、市債2億3,870万円、繰越金1億140万円、その他財産収入、諸収入181万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、住宅事業費5億7,669万円、公債費2億2,838万円、諸支出金471万円となりました。

介護保険特別会計では、まず保険事業勘定で歳入決算額40億3,722万円、歳出決算額37億7,013万円で、差引き2億6,709万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、支払基金交付金8億6,510万円、国庫支出金8億4,230万円、介護保険料6億7,797万円、繰入金5億8,197万円、繰越金5億6,874万円、道支出金4億9,070万円、その他財産収入、諸収入1,044万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、保険給付費29億941円、基金積立金3億7,229万円、地域支援事業費3億1,249万円、総務費1億2,342万円、その他保健福祉事業費、諸支出金5,252万円となりました。

また、介護サービス事業勘定では、歳入決算額6,595万円、歳出決算額1,428万円で、差引き5,167万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、繰越金4,797万円、サービス収入1,792万円、諸収入6万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、サービス事業費1,428万円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額7億5,542万円、歳出決算額7億5,541万円で、差引き1万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、後期高齢者医療保険料5億2,308万円、繰入金2億2,922万円、繰越金などその他312万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、後期高齢者医療広域連合納付金7億3,287万円、保健事業費1,140万円、総務費などその他1,114万円となりました。

次に、企業会計について申し上げます。

下水道事業会計の収益的収支では、事業収益12億8,526万円に対し、事業費用12億2,167万円で、6,359万円の純利益となりました。

また、資本的収支では、収入3億8,213万円に対し、支出8億3,728万円で、差引き不足額4億5,515万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しました。

病院事業会計の収益的収支では、事業収益62億6,929万円に対し、事業費用は73億5,678万円となり、10億8,749万円の純損失となりました。

また、資本的収支では、収入2億6,661万円に対し、支出8億616万円で、差引き不足額5億3,955万円となり、過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

以上、各会計の決算の内容についてご説明申し上げます。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率については、今議会において報告第1号、報告第2号と

して健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行ったところでありますが、いずれの指標についても健全段階であります。

令和6年度は、ふるさと納税の推進や事務・事業の効率化により16億円以上の基金積立てを行うことができましたが、市立病院の収支改善や公共施設の整備など解決すべき課題が山積しているため、今後も一層財政の健全化を進め、その状況について透明性を持ってお知らせしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

令和6年度各会計の決算の詳細につきましては、事前配付させていただきました款別説明概要においてお示ししておりますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

なお、誤読、数字の読み間違いなどがございましたら、お手元にお配りをさせていただいている文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます、決算大綱の説明といたします。

○議 長 監査委員の決算審査報告を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 令和6年度の滝川市各会計及び公営企業会計の決算審査につきまして滝川市監査基準に準拠して行いましたので、ご報告申し上げます。

初めに、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定によります滝川市の各会計歳入歳出の決算審査でございますが、お手元の決算審査意見書をお開き願います。1ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか、国民健康保険特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況であります。

審査の期間、審査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿と照合した結果、表示された計数は正確であり、予算は適正に執行され、予算の流用及び予備費の充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましても計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

3ページの審査の概要であります。一般会計及び特別会計を合わせた決算状況では実質収支額は12億9,722万2,000円の黒字となり、また前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額では一般会計は1,767万8,000円の赤字、特別会計は3億1,144万円の赤字、総額では3億2,911万8,000円の赤字となっております。

審査意見といたしまして、令和6年度予算は滝川市総合計画の2年目に当たり、市総合計画に掲げられている心が育ち、人を紡ぐ、いつまでも住み続けたいちよūdい田舎の実現に向けた施策の実施を基本とするとともに、財政基盤の安定性を確保するために定めた財政運営基本方針に基づき、駅周辺地区の整備の基本計画策定に着手するとともに、子育て世帯が真に必要なとする施策を総合的に推進するため、滝川市こども計画を策定し、子育て支援施策のさらなる充実、強化に取り組むこととされました。

決算の状況であります。歳入においては徴収対策の強化やスマホ決済を含むコンビニ納付の定

着などにより市税の収納率が過去最高水準となり、ふるさと納税ではポータルサイトの拡充や米不足の影響による米を返礼品の目的とする寄附額の大幅な増加が見られました。歳出においては、滝川市第2期財政健全化計画に次ぐ財政運営基本方針の着実な実施による経費節減等の効果がうかがわれます。また、経常収支比率であります、人件費の増もあり、令和5年度の90.0パーセントから令和6年度は90.4パーセントと0.4ポイント上昇し、財政構造の硬直化が継続しています。

国におきましては、令和6年11月に国民の安心、安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を閣議決定し、賃金、所得の増加に向けた経済の成長、物価高への対応、安心、安全の確保の重要課題に対する措置を速やかに万全の措置を講ずるとし、雇用、所得環境に改善が見られ、個人消費も持ち直しぎみとなりましたが、物価の上昇は続いております。国内の経済情勢を見ますと、内閣府の令和7年7月の月例経済報告では景気は米国の通商政策等による影響が一部に見られるものの、緩やかに回復しているとされ、先行きについては雇用、所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されると報告されています。本市においては、より一層厳しさを増す財政運営の中、公共施設の設備などまちの将来像実現に向けた施策を着実に実現していくためにも市立病院の経営改善に努められ、引き続き財政運営基本方針に基づき常に財政基盤の安全性を確保しながら、行政サービスを低下させない安定的な市政運営を望むものであります。

続きまして、決算概要であります、各会計決算総括表、決算収支の状況、財政指標、基金残高の状況及び将来にわたる財政負担につきましては、3ページから8ページにかけて記載しています。また、各会計別の決算の概要、歳入及び歳出の概要であります、一般会計につきましては9ページから、特別会計につきましては28ページからそれぞれ記載しておりますので、お目通しを願ひまして、細部の説明は省略させていただきます。

次に、39、40ページに記載しております各会計の未収金及び未納欠損状況であります、審査意見といたしまして、未収金及び未納欠損は市民の受益と負担の公平性を担保する観点から、収納の確保と未納欠損処分に対する慎重かつ適切な対応が求められています。また、滝川市が有する各種債権につきましても同様に適切な管理と回収が必要とされます。特に市税につきましては、一般会計の歳入全体の約2割を占める自主財源であり、税収の確保は継続的、安定的な市政運営を行う上での重要課題であります。スマホ決済を含むコンビニ納付は、年金特徴分を除き市税の全体納付件数の34.9パーセント、全体納付金額の19.2パーセントを占めており、納付手段の一つとして定着しています。市税の収納率は、過去最高水準であることを評価すると同時に、今後においても先進事例を参考にするなど納税者のライフスタイルに即した納付方法の多様化を推進し、引き続き収納率の向上に向けた一層の努力を期待するものであります。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定によります公営企業会計の決算審査でございますが、別冊の決算審査意見書をお開き願ひます。

1ページの審査の対象につきましては、下水道事業会計及び病院事業会計の決算であります。

審査の期間、審査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願ひます。

審査の結果につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、関係諸帳簿との照合の結果は符合しており、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

審査の概要及び意見ですが、最初は下水道事業会計でございます。審査の概要であります。当年度の決算を見ますと損益計算書において収益合計額は12億8,526万7,000円、費用合計額は12億2,167万3,000円で、収支は6,359万3,000円の純利益となっております。費用における企業債の支払利息が減少している状況が続いています。

資金の状況につきましては、業務活動によるキャッシュフローが5億7,956万4,000円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが1億9,931万円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローが3億7,323万1,000円のマイナスとなった結果、前年度と比べ702万4,000円資金が増加し、当期末残高は13億4,668万5,000円となり、安定的な資金運営となっております。

審査意見といたしまして、下水道事業は汚水と雨水処理の両面から快適で安全な市民生活や都市の社会活動を支えるための必要不可欠な社会資本として重要な役割を果たしているところであります。今後の経営見通しにつきましては、下水道管の老朽化による更新に伴い増加していくと思われる企業債の借入増や減価償却費の増などが見込まれるほか、収益の根幹である下水道使用料が人口減や節水機器の普及等により減少傾向で、厳しい経営状況が続くと予想されます。滝川市公共下水道事業経営戦略、令和5年度から14年度等に基づき、資金収支に十分配慮しながら更新コストや財源確保の方法などを検討し、計画的かつ効率的に設備の更新を行うなど、引き続き安定的な経営に努めていただきたい。

次に、病院事業会計でございます。審査の概要であります。当年度の決算を見ますと損益計算書において収益合計額は62億6,928万7,000円、費用合計額は73億5,677万5,000円で、収支は10億8,748万8,000円の純損失となっております。主な要因は前年度と比べ医業収益の入院収益が1億5,836万6,000円、外来収益が1億9,426万7,000円、医業外収益の補助金が3億6,820万3,000円の減となったことによるものです。

資金の状況につきましては、業務活動によるキャッシュフローが2億6,039万9,000円のマイナス、投資活動によるキャッシュフローが5億9,929万8,000円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローが3億3,123万2,000円のマイナスとなった結果、前年度と比べ11億9,092万9,000円資金が減少し、当期末残高は3億3,233万1,000円となっております。

審査意見といたしまして、市立病院は地域の基幹病院としての使命の下、地域住民が安心して受診できる安全で質の高い医療を提供するため、血管撮影エックス線診断装置や麻酔記録システム等の更新をはじめとする医療設備の充実を図り、患者ニーズに対応した良質な医療、看護の提供が行われるとともに、医業収益、国庫補助金などの財源確保や経費の節減、未収金の縮減に取り組むなど経営改善に努めたところであります。しかし、令和6年度の医業収益は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も患者数の増加がなく、前年度と比較して3億5,209万円の減となったほか、

補助金等の減により当年度純損失は10億8,749万円となり、経常収支比率は88.2パーセントで、前年度と比較して10.3ポイント減少しており、引き続き財政の硬直化が懸念されます。なお、未処理欠損金は、前年度と比較して10億8,749万円増の40億6,848万円で、資本合計は当年度末で21億4,000万円余りの資本不足となり、依然としてマイナスの状況が続いています。

滝川市立病院経営強化プラン、令和5年度から令和9年度に基づき、経営改善への取組を進めてきたところでありますが、病院事業を取り巻く経営環境は依然として非常に厳しい状況にあり、本年7月に滝川市立病院としての経営改善に向けた取組を策定されました。許可病床の見直しや人員の適正化など9点の施策を盛り込んでおり、これらを着実に実施することにより収支の均衡が図られることを期待します。また、国が支援する地域医療構想モデル推進区域に中空知圏域が設定されたことにより、新たな地域医療を確立するとともに、公的医療機関としての使命である公共の福祉の増進及び医療水準の向上に一層貢献され、さらなる経営の合理化、効率化を推進し、目標達成を目指していただきたい。

最後になりますが、各会計決算総括表につきましては4ページに、業務実績の概要、収益的収入及び支出の概要、資本的収入及び支出の概要及び経営の状況並びに関連資料につきましては下水道事業会計は5ページから、病院事業会計は13ページからそれぞれ記載しており、各会計の過年度未収金及び不納欠損状況につきましては23ページに記載しておりますので、お目通しを願ひまして、細部の説明は省略させていただきます。

以上で令和6年度決算審査報告を終わりますが、数字等の読み違いなどございましたら、配付をさせていただいております審査意見書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 一括議題のうち議案第10号及び選任第1号は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思ひます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

議案第10号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第10号が可決されましたことによりまして、一括議題のうち残りの認定第1号から第7号までの令和6年度滝川市各会計決算の認定については、それぞれ決算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

決算審査特別委員会の開催等により、9月6日から9月16日までの11日間を休会いたしたい
と思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月6日から9月16日までの11日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

散会 午後 0時03分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員